

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

「花は愛惜に散り、草は棄嫌におふるのみなり」という道元の言葉は、ありのままにそこに存在する自然に溶け込む生き方を説いています。フィギュアスケート世界選手権で逆転した羽生結弦が今回の集中状態を「自分が風や川の中にドプンと入っているような感覚」と語りました。自然と一体になる無我の境地です。

稀勢の里の逆転勝利は勝つ自信も勝とうという意識もなかったことが自然体に繋がり潜在能力が發揮されたのだと思われます。勝ちにこだわり集中しようと意識するほど集中から遠ざかっていくようです。

私の書棚より

○データを集め、その数字分析に躍起になってしまっても、そこから顧客を魅了する何かが見つかるというものではない。本当に魅力的なものは人間のハートが生み出すものです。

○マーケティングにおいて重要なのは、絶えず「進化」を繰り返すことです。一度成功したからといって、同じことを繰り返したり、その先への努力を怠ったりすると、すぐ飽きられます。

「空気のつくり方」
池田純著 幻冬舎

税務アンテナ

□自治会、町内会、同窓会、PTA等で代表者又は管理者の定めのある人格のない団体に対し、財産の贈与又は遺贈があった場合には、相続税法上、当該団体を個人とみなして、贈与税又は相続税が課されます。又、法人から贈与があった場合には、贈与税ではなく、一時所得になります。

ただし、自治会等の地縁による団体が法人格を取得し、認可地縁団体となったら場合には、法人税法上、公益法人等とみなされますので、収益事業のみ課税対象となります。このため、財産の贈与又は遺贈があつた場合でも、課税対象にはなりません。

□固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の取得価額に算入する資本的支出は、使用可能期間を延長させる部分と価値を増加させる部分に対応する金額とされています。

通常の維持管理のため、又は毀損した固定資産につき原状を回復するために支出した金額は修繕費に該当しますが、部品の取替費用でも主要な構成部分の取替えであれば、資本的支出として資産計上することになります。この場合には、取り外した主要な構成部分の未償却残額は除却損として計上することになります。

主要な構成部分には、自動車のエンジンやフォークリフトのバッテリーなどがあります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

5月の税務スケジュール

10日	○4月分の源泉所得税の納付
31日	○3月決算法人の確定申告 ○9月決算法人の中間申告 (予定申告) ○6月、9月、12月決算法人の消費税中間申告

ケ ジ ュ ー ル

31日	○5月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『一寸先が闇なら二寸先は明るい未来』 by 宇多田ヒカル